

標 題：

日本籍以外のIMOコード適合ケミカル
タンカー／ガスキャリアの定期的検査

NK テクニカル インフォメーション

No. 18

1984年6月1日

関係船主 各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、IMOケミカルコード、決議A212 (VII) (以下ケミカルコードとよぶ) およびIMOガスコード、決議A328 (IX) (以下ガスコードとよぶ) のそれぞれ第10回改正および第4回改正は、昨年6月14日、IMO・MSCにて採択されました。

これらの改正では、特に、検査に関する規定が大巾に改正され、この改正された規定は、本年6月14日以降適用されます。

すなわち、これらの改正以前のケミカルコードおよびガスコードによると、証書の有効期間中の定期的検査は、それぞれ2年および30ヶ月を超えない間隔で関連設備の検査を行うように規定されていますが、上記改正では、SC証書およびOPP証書同様に年次検査および中間検査を行うように規定されました。

従いまして、上記の改正を適用しているケミカルタンカーおよびガスキャリアを所有の船主各位におかれましては、本年6月14日以降、これらの検査の期日に本会の検査をお申し込み下さい。通常、これらの検査期日は、SC証書およびOPP証書のこれらの検査の期日と一致するように取扱われています。

また、上記改正を適用していない場合でも、これらの検査に関してのみ上記改正の規定を準用しても差しつかえありませんので、御希望がありましたらその旨お申し込み下さい。

なお、パナマ籍のケミカルタンカーおよびガスキャリアでは、パナマ当局の指示により、上記改正を適用するか否かにかかわらず年次検査および中間検査を行うことが要求されていますので、上記改正適用の場合と同様に該当の検査をお申し込み下さい。

以上に関し、御不明の点がありましたら、本会技師長室までお問合せ下さい。

敬 具

